

第2回 新ごみ処理施設事業者選定委員会 議事録

<開催日時>

平成29年12月25日(月) 午後1時30分～午後4時20分

<開催場所>

伊豆市役所本庁2階 特別会議室

<出席者>

- ・委員 (◎：委員長、○：副委員長)
 - ◎植田 和男 (特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 会長兼理事長)
 - 横田 勇 (静岡県立大学 名誉教授)
 - 速水 章一 (一般財団法人 日本環境衛生センター 技術審査審議役)
 - 本多 伸治 (伊豆市副市長)
 - 渡辺 勝弘 (伊豆の国市副市長)
 - 梅原 敏男 (伊豆市市民部長)
 - 岡本 勉 (伊豆の国市経済環境部長)
- ・事務局 (伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合)
 - 浅田 茂治 (事務局長)
 - 小柳出 伸幸 (計画係長)
 - 渡辺 一仁 (計画係長)
 - 川口 浩司 (総務係長)
 - 中野 正文 (計画係)
- ・事務局 (伊豆市、伊豆の国市)
 - 加藤 博永 (伊豆市環境衛生課長)
 - 佐藤 政志 (伊豆の国市廃棄物対策課長)
- ・事務局アドバイザー (八千代エンジニアリング株式会社)
 - 小林 健一
 - 小野 滋美
 - 津村 賢志
 - 市川 智英子
 - 田中 晟嗣

<議事概要>

1 開会

2 委員長挨拶

略

3 前回議事録確認

略

4 議題

1) 実施方針について

事務局より、実施方針(資料-②)について説明し、委員会は内容を確認した。

≪処理方式について≫

速水 委員：ストーカ方式にも多様な機種がある。応募者に求める機種の制約はあるのか。

事務局：制約はありません。

《技術者確保について》

速水 委員：ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者を組合で確保するのか、みなし設置者として、民間事業者に確保を義務づけるのか、どちらなのか。

事務局：今後検討して、決定致します。

《事業期間について》

速水 委員：業務期間については、月単位ではなく日付単位まで記載すべきではないか。

事務局：修正致します。

《入札参加資格要件の喪失の考え方について》

速水 委員：本事業においては、仮契約の締結に至った場合でも、議会承認を得るまでに応募者または落札者が、入札参加資格要件を喪失すると、入札参加または落札者決定を取り消すことになるルールなのか。

事務局：そのとおりです。

《「地域住民との共生」の規定内容について》

速水 委員：「必要に応じて地域住民の意見を施設運営に反映するものとし、」との規定部分については、運営事業者の経済負担に係る部分であるため、明確に指示内容を規定した方がいいのではないか。

横田 委員：例えば、地域住民が本事業のことをよく知りたいという要望があった場合には、組合としては、運営事業者に対して積極的な態度で対応を求めたい、ということが想定される。そのため、現時点で明確に指示することが決まっていなくても、本規定を活かしてもいいと考える。

事務局：ご意見を踏まえて、要求水準書における規定内容を検討します。

《物価スライドへの対応について》

速水 委員：多くのDBO事業において、民間事業者からスライド条項の適用を求められている。本事業ではどのようにするのか。

事務局：入札公告時に公表する事業契約書（案）において規定します。

《「地域住民」の定義について》

植田委員長：本実施方針で活用している「地域住民」という言葉については、どのような範囲の住民として捉えたらいいのか。

事務局：伊豆市及び伊豆の国市の行政区域の皆様を指します。

《運営協議会について》

植田委員長：運営協議会の中には民間事業者が入るのか。

事務局：運営協議会の具体的な組織づくりについては、運営が開始するまでに、民間事業者を含むのか否かも含めて、決定していくこととしております。

2) 要求水準書（案）について

事務局より、要求水準書説明資料（資料－③）について説明し、委員会は内容を確認した。

《用語の統一について》

横田 委員：循環型社会形成推進交付金制度における「エネルギー回収率」という用語を意図しつつも、異なる用語を使用している箇所が見受けられる。統一するべきである。

事務局：修正致します。

《搬入車両について》

速水 委員：4施設の集約に伴う搬入車両の集中が想定されるが、何か対策はあるのか。

事務局：伊豆市及び伊豆の国市に中継機能を確保する予定です。

《井水の利用について》

速水 委員：阪神・淡路大震災以降、震災対策の論点の一つとして、災害対策用の井戸の確保があげられるが、その点についてどうか。

事務局：井水利用について、検討しました。しかし、本事業の建設地においては確保できないことを確認しています。

《し尿・し渣の受入について》

速水 委員：し尿・し渣については、処理対象物の総量に占める割合は小さいが、搬入される際には、一定量まとめて搬入されることが想定されるため、その場合の処理対象物の均質化についても、考慮した受入方法がよいのではないかと。

事務局：入札公告までに検討します。

3) その他

《応募者の参加要件について》

事務局：インターネット等の普及により、プラントメーカーについての情報として、整備段階における排ガスデータ改ざんや運営段階における火災などを目にすることがあります。こうした信用が失墜するような過去の出来事を理由に、例えば、本事業へ参加ができなくなるようなケースということは考えられるのでしょうか。

植田委員長：例えば、ある給食センターのPFI事業のケースで答える。当該事業の募集以前において食中毒の事故を起こしたことがある事業者が、当該事業に応募できるのか否かという議論の事例がある。同事業者は、かつて法的制裁や社会的制裁を受けており、その対応の結果として、入札への参加を認められていた。そういう意味では特にご指摘のプラントメーカーを資格審査の際に問題にするということはないと考える。

5 今後のスケジュール確認

《第3回委員会の日程について》

事務局：第3回委員会の日程については、決まり次第、各委員へ伝えます。

6 閉会